

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウクライナ	ウクライナ政府に対する贈与に 関する日本国政府とウクライナ 政府との間の交換公文	ウクライナの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むウクライナの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の関係を円滑にする生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	300,000 千円 -----	H18.3.15 キエフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在ウクラ イナ大使 ウクライナ側 アルセニイ ・ヤツェニューク経済大 臣	H18.4.3 177号
ウクライナ	ソロブヤ・ネンコ記念ドネツク・ オペラ・バレエ劇場 ・オペラ・バレエ劇場照明機材搬 備計画のためのウクライナ政府との 本国政府との間の交換公文	ソロブヤ・ネンコ記念ドネツク・オペラ・バレエ劇場 照明機材搬備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	73,900 千円 H19.3.31まで	H18.7.1 キエフで (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 ウクライナ側 アルセニイ ・ヤツェニューク経済大 臣	H18.7.13 417号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。